第五十五条第二項、第六十二条第六項、第六十五条第四項及び第八十条第二項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第九十九条の見出しを「（電子再生債権者表の作成等）」に改め、同条第一項中「再生債権者表」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子再生債権者表（再生債権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した再生債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「前項の再生債権者表」を「電子再生債権者表」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第三項中「再生債権者表の記載」を「電子再生債権者表（前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。）の内容」に改め、「その記載を」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　裁判所書記官は、第一項の規定により電子再生債権者表を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第九十九条に次の二項を加える。

5　前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

6　民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第四項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

第百二条第三項中「裁判書」を「電子裁判書」に改め、同条第四項中「第四十三条第四項」を「第四十三条第五項」に改める。

第百三条第五項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百四条第二項中「裁判所書記官は」の下に「、最高裁判所規則で定めるところにより」を加え、「再生債権者表に記載しなければ」を「電子再生債権者表に記録しなければ」に改め、同条第三項中「再生債権者表の記載」を「電子再生債権者表の記録」に改める。

第百五条第六項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百八条中「再生債権者表に記載されている」を「電子再生債権者表に記録されている」に改める。

第百十条の見出し中「記載」を「記録」に改め、同条中「申立てにより」を「申立てがあった場合には、最高裁判所規則で定めるところにより」に、「再生債権者表に記載しなければ」を「電子再生債権者表に記録しなければ」に改める。

第百十五条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による債権者集会）

第百十五条の二　裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに再生債務者、管財人、届出再生債権者、外国管財人（第二百七条第一項に規定する外国管財人をいう。次項において同じ。）及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、債権者集会の期日における手続を行うことができる。

2　前項の期日に出席しないでその手続に関与した再生債務者、管財人、届出再生債権者、外国管財人及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者は、その期日に出席したものとみなす。

第百十八条の二第二項中「第十七条第一項」の下に「（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　再生債務者等は、前二項の規定による報告書等の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、債権者委員会の承諾を得て、当該報告書等に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって最高裁判所規則で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、再生債務者等は、これらの規定による報告書等の提出をしたものとみなす。

第百三十四条の四第六項、第百三十六条第四項、第百四十二条第七項、第百四十四条第三項、第百四十八条第三項及び第五項並びに第百五十条第六項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百五十三条第一項中「配当表」を「電子配当表（第四項において準用する民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条第三項の規定により作成された電磁的記録であって、第四項において準用する同条第五項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）」に改め、同条第二項中「裁判所は」の下に「、最高裁判所規則で定めるところにより」を加え、「交付計算書」を「電子交付計算書（裁判所が、最高裁判所規則で定めるところにより、弁済金及び剰余金を交付するために、当該金銭の額、各担保権者の有する担保権によって担保される債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、同項の規定により再生債務者の負担すべき費用の額並びに弁済金の交付の順位及び額を記録して作成する電磁的記録をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条」を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　裁判所は、前項の規定により電子交付計算書を作成した場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第百六十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の許可の決定があった」を「前項に規定する」に、「裁判書」を「電子裁判書」に、「その決定の要旨を記載した書面」を「同項の規定によりファイルに記録された電磁的記録」に、「第四十三条第四項及び第五項」を「第四十三条第五項及び第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の許可の決定があった場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その決定の要旨を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

第百六十六条の二第四項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第百七十二条の二第一項中「再生債権者表」を「電子再生債権者表」に改める。

第百七十二条の三第五項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百七十四条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「再生計画の認可又は不認可の決定があった」を「前項に規定する」に、「その主文及び理由の要旨を記載した書面」を「前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　再生計画の認可又は不認可の決定があった場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文及び理由の要旨を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

第百八十条の見出しを「（再生計画の条項の電子再生債権者表への記録等）」に改め、同条第一項中「裁判所書記官は」の下に「、最高裁判所規則で定めるところにより」を加え、「再生債権者表に記載しなければ」を「電子再生債権者表に記録しなければ」に改め、同条第二項及び第三項中「再生債権者表の記載」を「電子再生債権者表の記録」に改める。

第百八十三条第七項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は記録事項証明書（電子裁判書に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。次条第三項において同じ。）」に改める。

第百八十三条の二第三項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は記録事項証明書」に改める。

第百八十五条（見出しを含む。）中「再生債権者表の記載」を「電子再生債権者表の記録」に改める。

第百八十九条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第二百二条第四項中「その主文及び理由の要旨を記載した書面」を「第百七十四条第四項の規定によりファイルに記録された電磁的記録」に改める。

第二百十七条第六項中「第百七十四条第五項」を「第百七十四条第六項」に改める。

第二百二十三条第七項及び第二百二十六条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。